

定例一般競争見積りの実施方法の変更について

毎週火曜日及び木曜日に実施して参りました定例一般競争見積りについては、従来、業者の皆様のお立会いのもとで、入札形式により実施して参りましたが、このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大へのより一層の対策の強化を図るため、来る9月28日縦覧分以降、当分の間、以下のとおり、オープンカウンター形式により実施することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更点《オープンカウンター形式とは》

従来の「定例一般競争見積り」では、入札形式（所定の時刻に入札室で業者の皆様のお立会いの下で、見積書の提出及び開札・決定を行う方法）によっておりましたが、オープンカウンター形式では、案件の縦覧後、提出期限までの間、随時に所定の「定例見積りボックス」に投函していただき、見積合せ終了後にその結果を、別途、掲示板への掲示の方法によりお知らせする形となります。

形式	変更後（オープンカウンター形式）	従来（入札形式）
調達案件の公開方法	同右（変更なし）	物品調達グループ室内で縦覧
見積書の提出方法	提出期限まで随時、ボックスに投函提出	所定の日時に入札室に出席して提出
提出場所	物品調達グループ室内「定例見積りボックス」	入札室
開札	提出期限後、実施。開札は非公開	出席者の面前で開札を実施
開札結果	物品調達グループ室内の掲示板に掲示	相手方及び発注金額を口頭で発表

《定例一般競争見積りについて》

定例一般競争見積りは、一般競争に準じ、見積依頼の相手方を特定せず、調達内容・数量等を公開（縦覧）し、参加希望者から提出された見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約する方式です。従来は、入札形式で実施してきましたが、今般、オープンカウンター形式での実施に変更するものです。

2. 対象となる品目について

対象となる品目は、従来の定例一般競争見積りと同じです。オープンカウンターにおける見積書の提出期限はそれぞれ次のとおりです。

- ① 事務用品（毎週火曜、木曜 午前9:30まで）
- ② OA用品（毎週火曜、木曜 午前10:15まで）
- ③ 印刷*（毎週火曜、木曜 午前11:00まで）*オフセット、フォーム、OCR印刷（フォーム機によるもの）
- ④ 家庭用品（毎週火曜 午後1:30まで）

3. 参加資格について

- ・ 青森県の「物品の製造の請負・買入れ及び借入れの契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- ・ 青森県知事から指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 見積依頼書等の公開

見積依頼書等（見積依頼書、内訳書、仕様書、印刷物の見本、原稿等を含む。以下同じ。）の公開は従来どおり、原則として、物品調達グループで縦覧に供して行います。なお、公開中の案件について、確認の結果、仕様や品番、参考品の訂正が生じたときは、既に提出された見積書がない場合で参加者の競争に影響がない場合を除き、原則として、当該案件については、一旦、取り下げるものとします。

案件の取下げがあった場合は、随時、物品調達グループ室内の掲示板でお知らせします。なお、案件が取り下げられた場合、当該案件について既に提出された見積書については、無効として取り扱うこととなりますので予めご了承ください。

5. 見積書の受付

上記2の見積書の提出期限までの間に、見積書の提出を受け付けます。見積参加希望者は、見積依頼書等を熟読の上、上記2の①～④に掲げた品目区分ごとに封筒に入れて、物品調達グループ室内に設置する「定例見積りボックス」の品目区分ごとの投入口に見積書を投函してください。

6. 契約の相手方の決定及び通知

開札は非公開で行います。有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定し、原則として、提出期限当日午後3時頃をめどに物品調達グループ室内の掲示板に掲示いたします。

なお、作業進捗等によって掲示時期が遅れる場合には、別途、物品調達グループ室内の掲示板でお知らせいたします。

7. 同価の場合について

同価により、契約の相手方となるべき見積が複数ある場合は、くじ引きで相手方を決定するものといたします。同価の見積書を提出された参加者には、くじ引きの日時をお電話等でご連絡いたします。この場合において、くじ引きに出席できない事業者様につきましては、当該契約とは関係のない職員が、代わりにくじを引いて決定します。

8. その他留意事項

(1) 見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効です。また、一度提出した見積書の引換え又は変更をすることはできません。

- ① 見積書に記載すべき事項に誤脱、判読不能、未記入等のある見積書
- ② 首標金額を訂正した見積書
- ③ 受付締切日時までに到達しなかった見積書
- ④ 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- ⑤ 不正な利益を得るために連合した者の見積書

(2) 委任状について

委任代理人がその名義で見積書を作成する場合は、委任状の提出が必要です。(既に有効な期間委任状が提出されている場合を除く。)

(3) 納入管理票、物品受領書について

開札の結果、相手方となった事業者は、納入時に使用する「納入管理票」及び「(供用)物品受領書」を翌日以降取りに来てくださるようお願いいたします。

(4) 印刷に係る一括委任又は一括下請の禁止

印刷製本については、一括して第三者に行わせることはできません。